

石川県の賃金、労働時間及び雇用の動き

— 毎月勤労統計調査年報 —

令和 3 年

石川県県民文化スポーツ部
県民交流課統計情報室

目 次

調査結果の概要	1
毎月勤労統計調査地方調査の説明	7
統 計 表	
1 指数	
1表 産業別名目賃金指数(現金給与総額)	13
2表 産業別実質賃金指数(現金給与総額)	17
3表 産業別名目賃金指数(きまって支給する給与)	21
4表 産業別雇用指数	25
2 給与・賞与	
5表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間現金給与額	29
6表 産業別きまって支給する給与	47
7表 産業別臨時給与(賞与)の支給状況	51
3 出勤日数・実労働時間数	
8表 産業別、性別常用労働者の1人平均月間出勤日数・実労働時間数	52
4 労働者数	
9表 産業別、性別月末推計常用労働者数	70
10表 産業別、性別月末推計パートタイム労働者数	74
11表 産業別入職率・離職率	78
5 その他	
12表 産業別、就業形態別常用労働者の1人平均月間現金給与額・出勤日数・実労働時間数	82
付録	
1 毎月勤労統計調査特別調査の説明	86
2 調査結果の概要	87
第1表 産業別、性別、規模別 きまって支給する現金給与額	88
第2表 産業別、性別 特別に支払われた現金給与額・月間出勤日数・1日の実労働時間数・常用労働者数	88
3 毎月勤労統計調査の沿革	89
4 調査票様式(全国調査、地方調査、特別調査)	90

調査結果の概要

令和3年毎月勤労統計調査結果における 賃金、労働時間及び雇用の動き

1 賃金の動き

令和3年における常用労働者1人平均の月間現金給与総額は、事業所規模5人以上で295,712円となり、前年比0.1%減（規模30人以上は331,340円、前年比0.7%減）となった。

このうち、「きまって支給する給与」は、245,395円となり、前年比0.6%減（30人以上は268,527円、前年比1.2%減）となった。

また、「特別に支払われた給与」は月平均でみると50,317円、前年差853円増（30人以上は62,813円、前年差115円増）となった。（表1）

現金給与総額を物価変動（帰属家賃を除く金沢市消費者物価指数が前年比0.1%減）を差し引いた実質でみると、前年比0.0%（30人以上は0.6%減）となった。（図1、2）

表1 産業別月間現金給与総額（規模5人以上）

産業分類	現金給与総額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	令和2年	令和3年	前年比	令和2年	令和3年	前年比	令和2年	令和3年	前年差
	円	円	(%)	円	円	(%)	円	円	円
調査産業計	296,321	295,712	△ 0.1	246,857	245,395	△ 0.6	49,464	50,317	853
建設業	410,206	396,292	△ 3.6	328,012	321,178	△ 2.0	82,194	75,114	△ 7,080
製造業	327,867	344,537	5.3	271,260	279,133	2.9	56,607	65,404	8,797
電気・ガス・熱供給・水道業	554,822	559,208	0.5	439,312	441,034	△ 0.2	115,510	118,174	2,664
情報通信業	429,174	383,748	△ 10.9	344,577	310,508	△ 9.9	84,597	73,240	△ 11,357
運輸業，郵便業	298,430	287,467	△ 3.4	254,481	257,378	1.2	43,949	30,089	△ 13,860
卸売業，小売業	275,707	265,377	△ 3.6	228,312	219,281	△ 3.9	47,395	46,096	△ 1,299
金融業，保険業	314,534	289,584	△ 8.3	247,442	238,549	△ 3.6	67,092	51,035	△ 16,057
不動産業，物品賃貸業	267,916	353,911	31.3	229,262	296,598	28.6	38,654	57,313	18,659
学術研究，専門・技術サービス業	408,345	411,715	1.2	321,779	320,518	△ 0.4	86,566	91,197	4,631
宿泊業，飲食サービス業	115,156	113,344	△ 1.2	111,714	108,499	△ 2.6	3,442	4,845	1,403
生活関連サービス業，娯楽業	212,895	209,420	△ 1.8	191,241	183,668	△ 4.2	21,654	25,752	4,098
教育，学習支援業	305,421	384,557	26.5	237,548	298,274	24.5	67,873	86,283	18,410
医療，福祉	301,314	287,091	△ 4.7	257,008	243,447	△ 5.3	44,306	43,644	△ 662
複合サービス事業	383,854	387,023	1.1	296,305	295,600	△ 0.3	87,549	91,423	3,874
サービス業 (他に分類されないもの)	245,337	240,770	△ 1.7	215,103	208,707	△ 3.1	30,234	32,063	1,829

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

図1 現金給与総額の推移（規模5人以上）

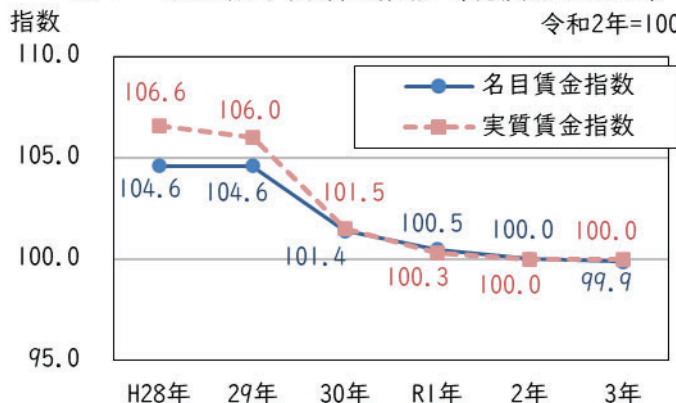


図2 現金給与総額の推移（規模30人以上）



次に、現金給与総額を産業別にみると、①電気・ガス・熱供給・水道業が 559,208 円と最も高く、以下、②学術研究, 専門・技術サービス業、③建設業、④複合サービス事業、⑤教育, 学習支援業、⑥情報通信業、⑦不動産業, 物品賃貸業、⑧製造業、⑨金融業, 保険業の順となっている。

また、現金給与総額を男女別にみると、男 369,368 円に対し、女 217,283 円となっている。

(表 2)

表 2 産業別男女別月間現金給与額（規模 5 人以上）

産業分類	現金給与総額			きまって支給する給与		
		男	女		男	女
	円	円	円	円	円	円
調査産業計	295,712	369,368	217,283	245,395	302,592	184,492
建設業	396,292	436,352	255,666	321,178	350,229	219,197
製造業	344,537	406,693	225,812	279,133	325,446	190,671
電気・ガス・熱供給・水道業	559,208	576,099	306,621	441,034	454,248	243,432
情報通信業	383,748	415,856	307,736	310,508	336,078	249,975
運輸業, 郵便業	287,467	309,303	202,140	257,378	277,984	176,856
卸売業, 小売業	265,377	350,588	176,459	219,281	281,688	154,159
金融業, 保険業	289,584	349,113	246,472	238,549	281,022	207,789
不動産業, 物品賃貸業	353,911	469,813	226,197	296,598	388,647	195,167
学術研究, 専門・技術サービス業	411,715	493,895	275,552	320,518	379,311	223,104
宿泊業, 飲食サービス業	113,344	134,303	102,390	108,499	128,481	98,056
生活関連サービス業, 娯楽業	209,420	259,945	176,907	183,668	227,259	155,617
教育, 学習支援業	384,557	476,793	320,801	298,274	371,172	247,885
医療, 福祉	287,091	380,963	260,891	243,447	334,820	217,945
複合サービス事業	387,023	452,087	287,515	295,600	341,379	225,586
サービス業 (他に分類されないもの)	240,770	287,194	167,607	208,707	243,957	153,155

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

2 労働時間の動き

令和3年の調査産業計の常用労働者1人平均月間総実労働時間は、事業所規模5人以上で137.5時間、前年比1.2%減（規模30人以上では143.2時間、前年比1.2%減）となった。

月間の労働時間を年換算すると、総実労働時間は1650時間、前年比19時間減（規模30人以上では1718時間、前年比20時間減）となった。

労働時間の内訳をみると、所定内労働時間は129.2時間、前年比1.6%減（規模30人以上では133.0時間、前年比1.8%減）となった。また、所定外労働時間は8.3時間、前年比6.1%増（規模30人以上では10.2時間、前年比8.1%増）となった。

なお、製造業の所定外労働時間は13.1時間、前年比23.0%増（規模30人以上では14.7時間、前年比22.4%増）となった。

月間の出勤日数は18.2日、前年差0.0日（規模30人以上では18.4日、前年差0.1日増）となった。（表3、図3、4）

表3 産業別月間出勤日数、実労働時間数（規模5人以上）

産業分類	出勤日数			総実労働時間			所定内労働時間			所定外労働時間		
	令和2年	令和3年	前年差	令和2年	令和3年	前年比	令和2年	令和3年	前年比	令和2年	令和3年	前年比
調査産業計	18.2	18.2	0.0	139.1	137.5	△1.2	131.3	129.2	△1.6	7.8	8.3	6.1
建設業	20.2	19.9	△0.3	163.0	163.0	0.0	152.5	150.2	△1.6	10.5	12.8	22.5
製造業	19.0	19.1	0.1	153.3	156.3	2.0	142.7	143.2	0.4	10.6	13.1	23.0
電気・ガス・熱供給・水道業	18.3	18.4	0.1	168.0	167.1	△0.8	150.8	151.0	0.1	17.2	16.1	△7.9
情報通信業	18.8	19.1	0.3	160.8	165.0	2.5	147.5	150.5	2.0	13.3	14.5	9.4
運輸業、郵便業	18.5	18.1	△0.4	166.2	156.5	△5.8	149.3	140.9	△5.6	16.9	15.6	△7.7
卸売業、小売業	18.2	18.7	0.5	135.0	130.7	△3.1	128.5	124.9	△2.8	6.5	5.8	△10.2
金融業、保険業	18.3	18.3	0.0	138.8	134.1	△3.5	135.4	128.5	△5.1	3.4	5.6	63.7
不動産業、物品賃貸業	18.1	18.9	0.8	152.5	158.4	2.4	139.5	142.4	1.0	13.0	16.0	18.0
学術研究、専門・技術サービス業	19.1	18.9	△0.2	163.8	151.6	△7.4	145.8	142.5	△2.1	18.0	9.1	△49.4
宿泊業、飲食サービス業	14.0	13.4	△0.6	81.9	82.8	1.6	77.8	80.2	3.3	4.1	2.6	△35.3
生活関連サービス業、娯楽業	17.9	17.5	△0.4	123.7	125.6	1.4	120.5	120.4	△0.3	3.2	5.2	63.3
教育、学習支援業	15.8	17.6	1.8	111.6	133.5	19.2	107.1	123.7	15.2	4.5	9.8	112.2
医療、福祉	18.8	18.5	△0.3	136.9	127.7	△6.6	134.0	124.7	△7.0	2.9	3.0	6.4
複合サービス事業	19.1	18.7	△0.4	149.6	147.9	△1.1	143.9	142.2	△1.2	5.7	5.7	△1.2
サービス業 (他に分類されないもの)	17.4	17.6	0.2	134.8	135.0	0.1	126.0	126.6	0.4	8.8	8.4	△5.7

(注) 調査産業計には鉱業を含む。

図3 1人平均月間実労働時間の推移
(規模5人以上)

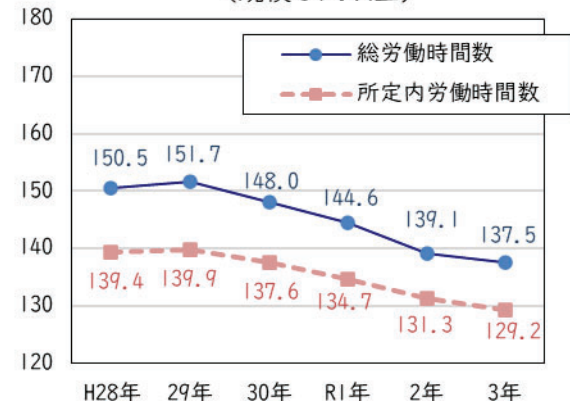
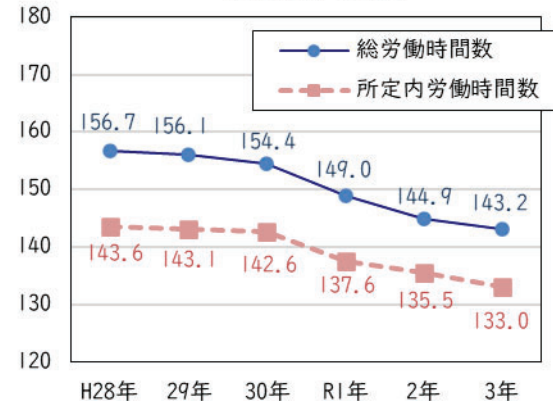


図4 1人平均月間実労働時間の推移
(規模30人以上)



3 雇用の動き

令和3年の調査産業計の推計常用労働者数は、事業所規模5人以上では424,096人、前年比2.1%減（規模30人以上では、228,408人、前年比4.2%減）となった。

産業別にみると、不動産業、物品賃貸業（12.3%増）、電気・ガス・熱供給・水道業（7.2%増）、情報通信業（4.3%増）等が増加し、教育、学習支援業（16.3%減）、製造業（9.3%減）、運輸業、郵便業（5.6%減）等が減少した。（表4、図5）

また、労働異動率（入職率、離職率）は令和3年平均で入職率1.57、離職率1.64となった。（図6）

表4 産業別推計常用労働者数及び雇用指数（規模5人以上）

産業分類	推計常用労働者数		雇用指数 (令和2年=100)		
	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	前年比
	人	人			%
調査産業計	433,321	424,096	100.0	97.8	△ 2.1
建設業	28,260	28,674	100.0	101.4	1.5
製造業	91,056	82,607	100.0	90.7	△ 9.3
電気・ガス・熱供給・水道業	2,378	2,549	100.0	107.2	7.2
情報通信業	9,110	9,510	100.0	104.4	4.3
運輸業、郵便業	24,604	23,202	100.0	94.3	△ 5.6
卸売業、小売業	77,836	79,335	100.0	101.9	1.9
金融業、保険業	9,976	9,925	100.0	99.5	△ 0.4
不動産業、物品賃貸業	5,167	5,801	100.0	112.3	12.3
学術研究、専門・技術サービス業	9,269	9,583	100.0	103.4	3.4
宿泊業、飲食サービス業	32,710	32,264	100.0	98.6	△ 1.3
生活関連サービス業、娯楽業	11,958	11,952	100.0	100.0	0.0
教育、学習支援業	20,988	17,564	100.0	83.7	△ 16.3
医療、福祉	75,439	76,176	100.0	101.0	1.0
複合サービス事業	5,164	5,005	100.0	96.9	△ 3.0
サービス業 (他に分類されないもの)	29,406	29,950	100.0	101.9	1.9

(注) 調査産業計には、鉱業を含む。

図5 雇用指数の推移
(規模5人以上)

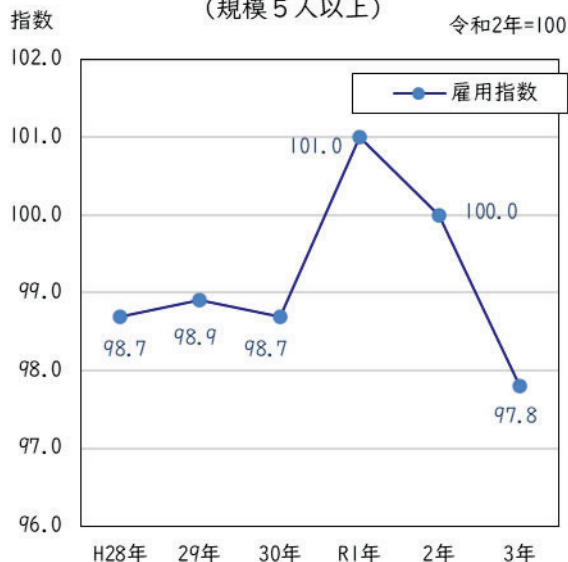
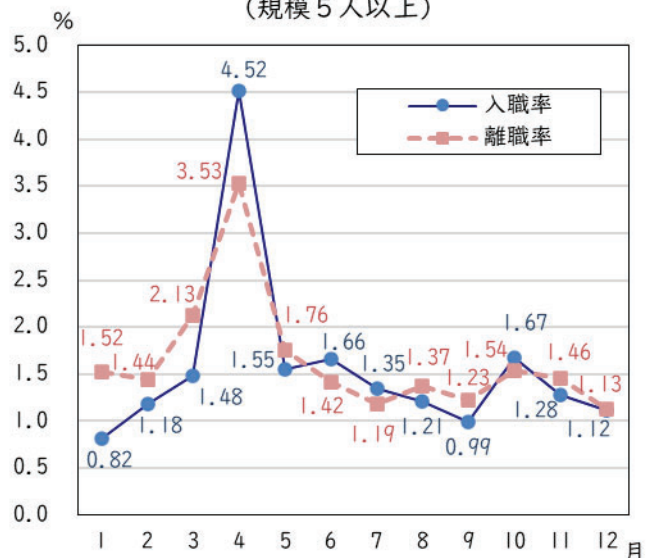


図6 入職率、離職率：1年間の推移
(規模5人以上)



一般労働者とパートタイム労働者の推移

① 現金給与総額

- ・令和3年における1人平均の月間現金給与総額は一般労働者が380,700円となり、前年比で0.9%増（規模30人以上は、410,986円、前年比1.4%増）となった。（表1、図1）
- ・パートタイム労働者が97,037円となり、前年比で3.9%減（規模30人以上は、101,473円、前年比7.9%減）となった。（表1、図2）

表1 就業形態別月間現金給与総額の動き（調査産業計）

年	規模5人以上				規模30人以上			
	一般労働者	前年比	パートタイム労働者	前年比	一般労働者	前年比	パートタイム労働者	前年比
	円	(%)	円	(%)	円	(%)	円	(%)
平成28年	384,048	3.9	98,529	△ 0.1	401,110	0.5	111,967	0.2
29年	383,420	△ 0.1	100,060	1.6	402,445	0.5	112,046	0.1
30年	376,926	△ 1.7	98,766	△ 1.3	401,427	△ 0.3	113,533	1.3
令和元年	382,482	1.4	97,766	△ 1.0	406,318	1.3	110,317	△ 2.9
2年	377,558	△ 1.3	101,116	3.3	405,736	△ 0.3	110,309	△ 0.1
3年	380,700	0.9	97,037	△ 3.9	410,986	1.4	101,473	△ 7.9

図1 現金給与総額の動き（規模5人以上）

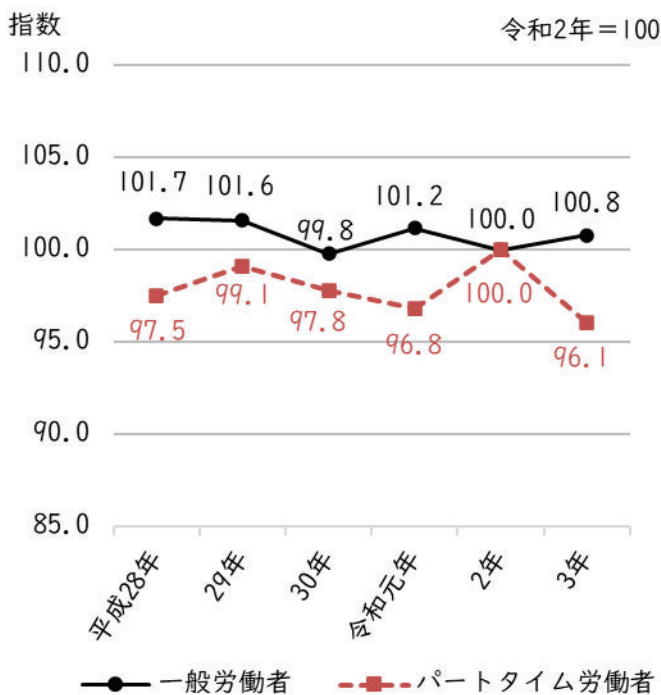
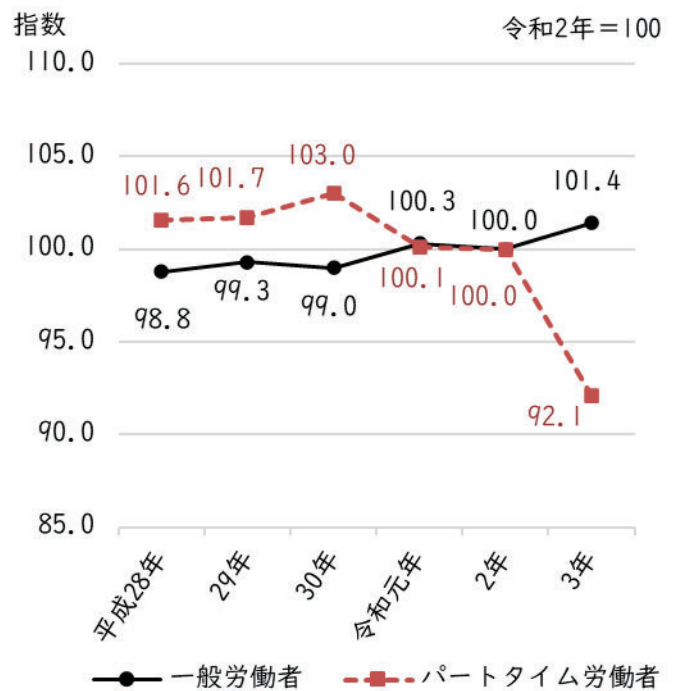


図2 現金給与総額の動き（規模30人以上）



② 常用労働者数

- ・令和3年の調査産業計の推計常用労働者数は一般労働者が297,155人となり、前年比で2.9%減（規模30人以上は、169,703人、前年比6.1%減）となった。（表2、図3）
- ・パートタイム労働者が126,941人となり、前年比で0.3%減（規模30人以上は、58,705人、前年比1.9%増）となった。（表2、図3）
- ・パートタイム労働者比率が前年差0.5ポイント増加し、29.9%となった。（規模30人以上は前年差1.5ポイント増加し、25.7%となった。（表2、図4）

表2 就業形態別常用労働者数の動き（調査産業計）

年	規模5人以上					規模30人以上				
	一般労働者 ※(A)	前年比	パートタイム労働者 ※(B)	前年比	パートタイム労働者比率 ※(C)	一般労働者 ※(A)	前年比	パートタイム労働者 ※(B)	前年比	パートタイム労働者比率 ※(C)
	人	(%)	人	(%)	(%)	人	(%)	人	(%)	(%)
平成28年	321,788	△ 0.1	112,909	7.1	26.0	194,526	3.8	46,919	0.9	19.4
29年	322,171	△ 0.3	113,418	1.3	26.0	192,187	△ 1.3	47,859	2.1	19.9
30年	310,274	△ 0.2	117,576	0.5	27.5	192,400	△ 1.2	49,923	2.7	20.6
令和元年	307,521	△ 0.9	130,065	10.6	29.7	182,495	△ 5.1	63,458	27.1	25.8
2年	305,852	△ 0.6	127,469	△ 2.1	29.4	180,853	△ 0.9	57,627	△ 9.2	24.2
3年	297,155	△ 2.9	126,941	△ 0.3	29.9	169,703	△ 6.1	58,705	1.9	25.7

※ パートタイム労働者比率(C)=パートタイム労働者数(B)÷全常用労働者数(A+B)×100

図3 雇用指数の動き（規模5人以上）

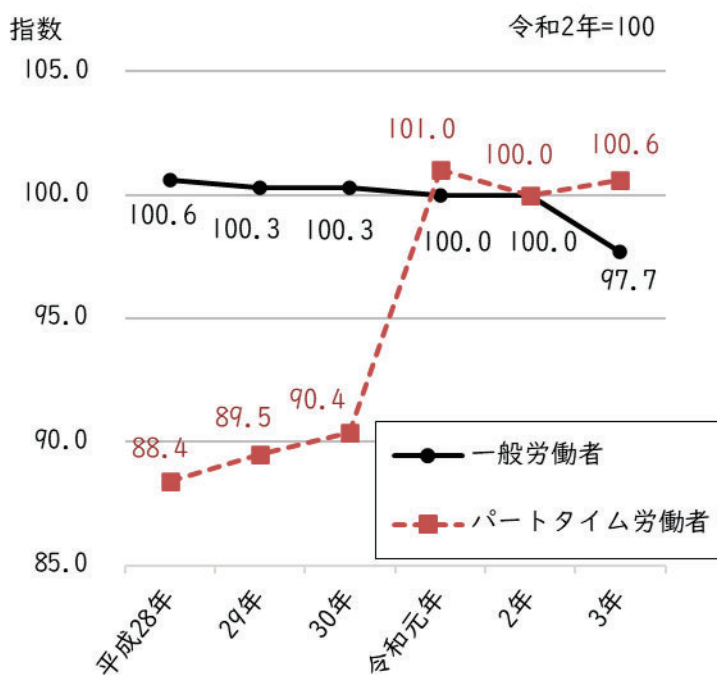
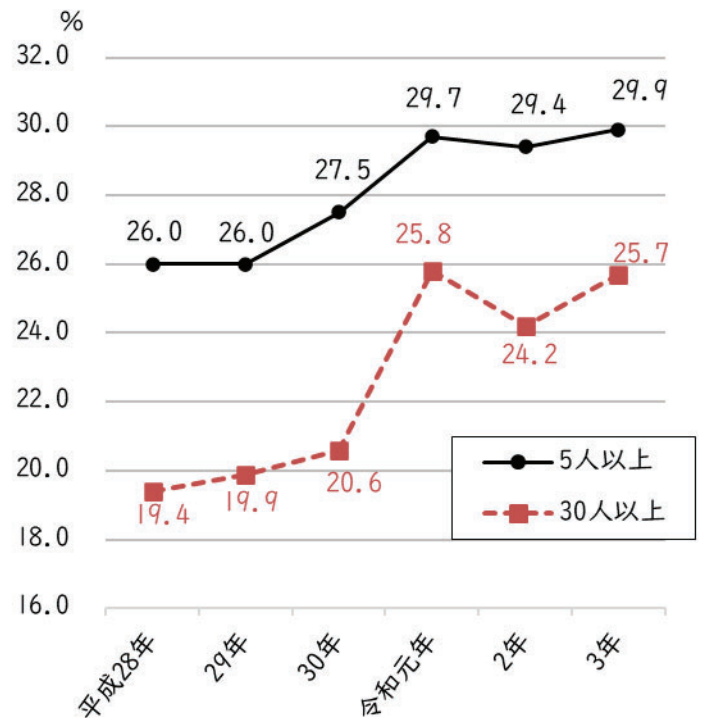


図4 パートタイム労働者比率の動き



毎月勤労統計調査地方調査の説明

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計調査であって、雇用、給与及び労働時間について、毎月の変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

日本標準産業分類(平成25年10月改定)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する県内の全事業所の中から、産業及び規模ごとに無作為に抽出し厚生労働大臣が指定した約700の事業所について調査を行っている。

3 調査期日

調査期日は毎月末現在(給与締切日の定めがある場合には、毎月最終給与日現在)である。

4 調査の方法

区分	第一種事業所調査	第二種事業所調査
事業所規模	常用労働者30人以上	常用労働者5～29人
調査方法	事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式(郵送調査方式)、または電子情報処理組織により提出する方式(オンライン方式)としている。	小規模事業所の事務負担を軽減するため、統計調査員が調査事業所に対して質問し、調査票を作成する実地他計方式、または電子情報処理組織により提出するオンライン方式としている。
抽出方法	経済センサス等によって把握した最新の年次フレームの事業所全数名簿を産業、規模別に区分けし、その区分ごとに所定の抽出率で無作為に行っている。抽出した事業所は予備調査を行った上で調査対象として指定する。指定後は、原則として次の部分入替えまで継続して調査する。 なお、毎月1月分調査において、部分入れ替えを実施するが、部分入替えの対象外となる継続事業所の指定事業所の減少に伴い、年次フレームから第一種事業所の追加指定を行う。	二段抽出の方法を採っている。 一次抽出単位は、経済センサスの調査区を数個ずつ統合した「毎勤第二種基本調査区」である。毎勤第二種基本調査区から約10調査区を抽出し、予備調査を行った上「毎勤第二種指定調査区」とし、次に統計調査員がこの調査区を巡回し、「調査区内事業所名簿」を作成する。 二次抽出はその名簿から常用労働者が5～29人の事業所を選び抜き、厚生労働省が産業別に所定の抽出率で無作為に事業所を抽出し、第二種事業所として指定する。
調査期間	調査期間は原則として3年間である。事業所の交替は、2～3年に一度全数入替を行っている。なお、令和2年からは毎年3分の1ずつ交替する方式(ローテーション方式)に変更となった。平成30年、31年は経過措置として毎年半数ずつ交替した。	調査期間は原則として18か月である。標本事業所の交替は一斉に行うのではなく、調査区を3組に分けて、6か月ごとに3分の1ずつ交替する方式(ローテーション方式)をとっている。

5 調査・集計事項の定義

(1) 調査事項の用語の説明は、次のとおりである。

ア 調査の項目

調査事項	説 明
現金給与総額	賃金、給与、手当、賞与その他の名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、含まれない。 「現金給与総額」＝「きまって支給する給与」＋「特別に支払われた給与」
きまって支給する給与 (定期給与)	労働契約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与でいわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。 「きまって支給する給与」＝「所定内給与」＋「所定外給与」
所定内給与	きまって支給する給与のうち、所定外給与以外のもの。
所定外給与 (超過労働給与)	所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝勤務手当、休日出勤手当、深夜手当等である。
特別に支払われた 給与	労働契約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働契約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。 ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金 ②支給事由の発生が不定期なもの ③3ヵ月を超える期間で算定される手当等（6ヵ月分支払われる通勤手当など） ④いわゆるベースアップの差額追給分
総実労働時間	労働者が実際に労働した時間数。休憩時間は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。 「総実労働時間」＝「所定内労働時間」＋「所定外労働時間」
所定内労働時間	労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間数のことである。
所定外労働時間	早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。
出勤日数	業務のため実際に出勤した日数。1時間でも就業すれば1出勤日とする。
常用労働者	①期間を定めずに、雇われている者 ②1か月以上の期間を定めて雇われている者のいずれかに該当する者のことをいう。
一般労働者	常用労働者のうち、パートタイム労働者以外の者
パートタイム労働者	常用労働者のうち、 ① 1日の所定時間が一般の労働者より短い者 ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ないもの のいずれかに該当する者のことをいう。

イ 集計表の比率等

(ア) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものである。

(イ) 入職率、離職率

入職率とは、調査期間末に、採用、転勤等で入職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

離職率とは、調査期間末に、退職、転勤等で離職(同一企業内の事業所間の異動も含まれる。)した常用労働者を、前月末常用労働者数で除して、百分率化したものである。

(ウ) 賞 与

賞与とは、特別に支払われた給与のうち、一般に期末手当、ボーナスと呼ばれている給与のことである。

この調査では、6月～8月に賞与として支払われたものを夏季賞与として、11月～翌年1月に支払われたものを年末賞与として、毎月の集計とは別に集計している。

なお、第二種事業所(規模 5～29人)の調査については、7月及び1月に調査区の3分の1を入れ換えるので、賞与集計の対象となるのは残りの3分の2の調査区の事業所となるため、地方調査では事業所規模5人以上の集計は行わず、第一種事業所(規模30人以上)のみを集計している。

6 標本事業所の設計方法

この調査は、総務省統計局が行う経済センサスに基づく事業所名簿を母集団として調査事業所を抽出する標本調査である。

標本は、産業大分類別(製造業、卸売・小売業及びサービス業は一部中分類)及び規模別(事業所規模 5～29人、30～99人、100～499人及び500人以上)に層化された母集団から、各層ごとに設定された抽出率によって抽出される。

標本設計は、常用労働者一人平均月間きまって支給する給与の標本誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

なお、地方調査の調査事業所は、全国調査の標本に地方調査のみの標本を加えたものとなっている。

7 調査結果の算定

事業所からの毎月の結果を集計して、産業、就業形態及び性別の労働者数、1人平均月間現金給与額、出勤日数及び労働時間数を推計した。推計の結果得られた数値は、5人以上の常用労働者を雇用する全事業所に対応するよう復元して算定した。

(1) 産業及び規模別各種平均値の算定方法

本調査結果のうち、産業、規模別1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、実労働時間数、延出勤日数の各々の合計を前月末及び本月末労働者数の合計の平均値で除して求めている。

(2) 産業計及び規模計の各種平均値の算定方法

産業計、規模計の各種平均値は、まず産業、規模別の調査事業所の現金給与額、実労働時間数及び出勤日数の各集計延数に推計比率(母集団労働者数÷前月末労働者数)を乗じて合計し、同様に推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して求めている。

(3) 推計労働者数の算定方法

推計労働者数は、産業及び規模別、産業計及び規模計とも調査労働者数に推計比率を乗じ、母集団に復元して求めている。

8 指数の算定

この調査は、各調査結果の長期的な時系列比較を目的として、特定の年（以下「基準年」という。）の実数の平均（以下「基準数値」という。）を100とする指数を作成している。指数は5年ごとに改訂しており、現在は、令和2年を基準（令和2年＝100）としている。

(1) 指数の算定方法

各月の指数の計算式は次のとおりである。

① 名目指数（賃金指数、労働時間指数、常用雇用指数）

$$\text{名目指数} = \frac{\text{集計結果の実数}}{\text{基準数値}} \times 100$$

② 実質賃金指数

$$\text{実質賃金指数} = \frac{\text{名目賃金指数}}{\text{消費者物価指数（金沢市の持家の帰属家賃を除く総合指数）}} \times 100$$

なお、年平均の指数は各年1月～12月の指数を単純平均したものであるが、実質賃金指数の年平均は名目賃金指数及び消費者物価指数のそれぞれについての年平均の比率で計算する。

(2) 指数の改訂

指数は、次の2つの事由で過去に遡って改訂する。

① 基準時更新

指数は西暦年の末尾に0又は5のつく年を基準年としており、5年ごとに新たな指数作成年の平均を100とした指数の改訂を行っている。

② 第一種事業所の抽出替えに伴う改訂（ギャップ修正）

この調査は、規模30人以上の事業所においては、おおむね3年ごとに標本事業所の抽出替えを行っている。この抽出替え時には、従来の標本事業所による集計結果と、新たに抽出された標本事業所による集計結果との間にギャップ（差異）が生じる。このため、新旧事業所を重複調査し、その集計結果のギャップを修正し、長期的な時系列の連続性を保つこととしている。

直近では、平成30年1月分調査で第一種事業所の抽出替えを行った際、ギャップを修正し、過去に遡って指数を改訂している。

なお、実数値については、ギャップ修正を行っていないので、時系列比較は指数により行うことが適切である。

9 利用上の注意

- (1) この調査は、事業所規模(調査事業所の雇用する常用労働者数)5人以上の事業所についての標本調査である。したがって、調査結果は全事業所に関する統計の推計値であり、標本誤差は避けられない。
- (2) 平成22年1月分から平成28年12月分までは、平成19年11月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果としている。
- (3) 平成29年1月分から、平成25年10月に改訂された日本標準産業分類(以下、「新産業分類」という。)に基づき集計している。ただし、表章産業の名称に変更はなく、平成28年以前の結果と単純に接続させている。
- (4) 常用雇用者指数は、経済センサスー基礎調査の結果が利用できるタイミングで、同調査の常用労働者数をベンチマーク(水準基標)として、過去に遡って常用雇用指数の改訂を行っている。
- (5) 常用雇用者指数とその増減率は、平成26年経済センサスー基礎調査の結果に基づき労働者推計のベンチマークを平成30年1月分月報で更新したことに伴い、平成30年1月分月報公表時に過去に遡って改訂した。
- (6) 前年増減率については、指数等により算出しており、実数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- (7) 統計表中の数値は、四捨五入してあるので、個々の数値の合計は必ずしも合計欄の数値とは一致しない。
- (8) 統計表において、調査事業所が少ないないため、掲載していない分類があるが、調査産業計などは、これらも含めて集計している。
- (9) 統計表に用いる符号
 - 「0」、「0.0」……単位未満
 - 「—」……該当数値なし
 - 「…」……不詳または比較数値なし
 - 「×」……調査事業所が少ないため、掲載しない
 - 「△」……負数または減少

10 表章産業変更に伴う取扱い

- (1) 表章産業の変更について
 - 毎月勤労統計調査では、平成29年1月分から、新産業分類に基づき集計している。
 - これにより、当調査の表章産業は次ページのとおりである。
- (2) 平成21年以前の結果との接続について
 - 旧産業分類に基づいて表彰している平成21年以前の結果との接続については、平成18年事業所・企業統計調査から把握される常用労働者数の新・旧間の変動を基準として、その変動が3%以内に収まる対応(次ページ「旧産業との接続」が◎、○、△、▲である対応)を単純に接続させている。また、本年報では新産業分類で表章している。

毎月勤労統計調査地方調査における集計産業

集計産業（新産業分類 H22.1～）			旧産業との接続	平成21年以前の集計産業（旧産業分類）		
大分類	TL	調査産業計	○	TL	調査産業計	
	C	鉱業、採石業、砂利採取業	◎	D	鉱業	
	D	建設業	◎	E	建設業	
	E	製造業	◎	F	製造業	
	F	電気・ガス・熱供給・水道業	◎	G	電気・ガス・熱供給・水道業	
	G	情報通信業	▲	H	情報通信業	
	H	運輸業、郵便業	▲	I	運輸業	
	I	卸売業、小売業	▲	J	卸売・小売業	
	J	金融業、保険業	◎	K	金融・保険業	
	K	不動産業、物品賃貸業	×	L	不動産業	
	L	学術研究、専門・技術サービス業	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）	
	M	宿泊業、飲食サービス業	×	M	飲食店、宿泊業	
	N	生活関連サービス業、娯楽業	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）	
	O	教育、学習支援業	▲	O	教育、学習支援業	
	P	医療、福祉	○	N	医療、福祉	
	Q	複合サービス事業	▲	P	複合サービス事業	
	R	サービス業（他に分類されないもの）	×	Q	サービス業（他に分類されないもの）	
中分類等	E09, 10	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業	◎	F09, 10	食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	
	E11	繊維工業	×	F12	衣服・その他の繊維製品製造業	
	E12	木材・木製品製造業（家具を除く）	△	F13	木材・木製品製造業（家具を除く）	
	E13	家具・装備品製造業	◎	F14	家具・装備品製造業	
	E14	パルプ・紙・紙加工品製造業	△	F15	パルプ・紙・紙加工品製造業	
	E15	印刷・同関連業	◎	F16	印刷・同関連業	
	E16, 17	化学工業、石油製品・石炭製品製造業	新設	F19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	
	E18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	◎	F20	ゴム製品製造業	
	E19	ゴム製品製造業	◎	F22	窯業・土石製品製造業	
	E21	窯業・土石製品製造業	◎	F23	鉄鋼業	
	E22	鉄鋼業	◎	F24	非鉄金属製造業	
	E23	非鉄金属製造業	◎	F25	金属製品製造業	
	E24	金属製品製造業	◎	F26	一般機械器具製造業	
	E25	はん用機械器具製造業	×	F26	一般機械器具製造業	
	E26	生産用機械器具製造業	×	F31	精密機械器具製造業	
	E27	業務用機械器具製造業	×	F29	電子部品・デバイス製造業	
	E28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	▲	F27	電気機械器具製造業	
	E29	電気機械器具製造業	×	F28	情報通信機械器具製造業	
	E30	情報通信機械器具製造業	×	F30	輸送用機械器具製造業	
	E31	輸送用機械器具製造業	◎			
	E32, 20	その他の製造業、なめし革・同製品・毛皮製造業	新設	FS1	F一括分1（個別設定）	
	ES1	E一括分1（個別設定）		FS2	F一括分2（個別設定）	
	ES2	E一括分2（個別設定）		FS3	F一括分3（個別設定）	
	ES3	E一括分3（個別設定）		J-1	卸売業（J49～J54）	
	I-1	卸売業（I50～I55）	△	J-2	小売業（J55～J60）	
	I-2	小売業（I56～I61）	×	M72	宿泊業	
	M75	宿泊業	◎	N73	医療業	
	MS	M一括分（個別設定（M76, 77は必須））		Q90	その他の事業サービス業	
	P83	医療業	◎	Q90	その他の事業サービス業	
	PS	P一括分（個別設定（P84, 85は必須））				
	R91	職業紹介・労働者派遣業	×			
	R92	その他の事業サービス業	×			
	RS	R一括分（個別設定（R88-90, 93-95は必須））				
特掲区分	TK1	特掲産業1（個別設定）				
	TK2	特掲産業2（個別設定）				
	TK3	特掲産業3（個別設定）				
	TK4	特掲産業4（個別設定）				
	TK5	特掲産業5（個別設定）				
	TT1	特掲積上げ産業1（個別設定）				
	TT2	特掲積上げ産業2（個別設定）				

（注）「旧産業との接続」については、全国調査に準じて設定している。なお、記号の見方は以下のとおり。

◎：完全に接続する対応

○：常用労働者数の変動が0.1%以内の対応

△：常用労働者数の変動が1.0%以内の対応

▲：常用労働者数の変動が3.0%以内の対応

×：その他の対応

廃止する集計産業

集計産業（旧産業分類）			備 考
中分類	F17	化学工業	区分を統合し、E16, 17として集計。
	F18	石油製品・石炭製品製造業	区分を統合し、E16, 17として集計。
	F21	なめし革・同製品・毛皮製造業	区分を統合し、E32, 20として集計。
	F32	その他の製造業	区分を統合し、E32, 20として集計。
	Q80	専門サービス業（他に分類されないもの）	特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	Q81	学術・開発研究機関	特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	Q84	娯楽業	特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。
	Q86, 87	自動車整備、機械等修理業	特掲産業枠を使用し、対応する新分類を集計可能。